令和4年度 北秋田市 一般会計 特別会計 補正予算書

目 次

議案第	89	号	北秋田市一般会計補正予算(第8号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・]
議案第	90	号	北秋田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
議案第	91	号	北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算(第3号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1(
議案第	92	号	北秋田市介護保険特別会計補正予算(第3号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
議案第	93	号	北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算(第3号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
議案第	94	号	北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算(第3号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
議案第	95	号	北秋田市坊沢財産区特別会計補正予算(第1号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
議案第	96	号	北秋田市阿仁合財産区特別会計補正予算(第1号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25

令和4年度

北秋田市一般会計補正予算

議案第89号

令和4年度 北秋田市一般会計補正予算(第8号)

令和4年度北秋田市一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ103,33千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,240,877千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出 予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年12月8日 提出

北秋田市長 津谷永光

		款								項				補正前の額	補 正 額	計
13 分	担 金	及	び	負	担生	金								264, 444	△6, 085	258, 359
							1分			担			金	49, 511	△6, 405	43, 106
							2 負			担			金	214, 933	320	215, 253
15 国	庫	支		出	\$	宦								3, 336, 620	140, 352	3, 476, 972
							1 国	庫		負		担	金	1, 521, 365	3, 633	1, 524, 998
							2 国	庫		補		助	金	1, 808, 739	136, 719	1, 945, 458
16 県	支			出	2	定								2, 807, 720	△77, 610	2, 730, 110
							1 県		負		扌	1	金	692, 624	420	693, 044
							2 県		補		耳	ე	金	2, 008, 822	△77, 277	1, 931, 545
							3 県		委		Î	£	金	106, 274	△753	105, 521
19 繰		入			2	È								770, 279	△131, 831	638, 448
							2 基	金		繰		入	金	673, 818	△131, 831	541, 987
21 諸		収			į	Λ.								760, 696	241	760, 937
							4 受	託	Ē		業	収	入	177, 316	△920	176, 396
							5 雑						入	479, 765	1, 161	480, 926
22 市					債	責								2, 760, 900	△28, 400	2, 732, 500
							1 市						債	2, 760, 900	△28, 400	2, 732, 500
		歳			入		合			計				27, 344, 210	△103, 333	27, 240, 877

歳出

													(
	款				IJ	頁					補正前の額	補 正 額	
1 議	会	費									174, 098	262	174, 360
			1 議			会				費	174, 098	262	174, 360
2 総	務	費									3, 295, 906	19, 556	3, 315, 462
			1 総	務		管	J	理		費	2, 968, 256	15, 143	2, 983, 399
			2 徴			税				費	162, 119	1, 621	163, 740
			3 戸	籍住	民	基	本 7	台	帳	費	88, 516	2, 863	91, 379
			4 選			挙				費	51, 771	△205	51, 566
			5 統	計		調	3	查		費	7, 434	21	7, 455
			6 監	査		委	ļ	員		費	17,810	113	17, 923
3 民	生	費									6, 530, 793	34, 114	6, 564, 907
			1 社	会		福		扯		費	4, 250, 327	22, 609	4, 272, 936
			2 児	童		福	1	址		費	1, 632, 480	10, 807	1, 643, 287
			3 生	活		保	=	護		費	642, 002	616	642, 618
			5 国	民	年	金	事	Ž	務	費	5, 283	82	5, 365
4 衛	生	費									2, 546, 303	18, 965	2, 565, 268
			1 保			健				費	426, 304	8, 722	435, 026
			2 衛			生				費	175, 251	1, 198	176, 449
			3 清			掃				費	669, 343	750	670, 093

											(井匹・111)
	款					項			補正前の額	補 正 額	計
				4 水		道		費	314, 117	△40	314, 077
				5 病		院		費	961, 288	8, 335	969, 623
5 労	働	j	費						20, 732	2, 500	23, 232
				1 労	働		諸	費	20, 732	2, 500	23, 232
6 農	林 水	産	業費						1, 391, 676	44, 069	1, 435, 745
				1 農		業		費	920, 243	13, 106	933, 349
				2 林		業		費	470, 283	30, 963	501, 246
7 商	I	•	費						941, 160	2, 470	943, 630
				1 商		工		費	941, 160	2, 470	943, 630
8 土	木	;	費						2, 934, 949	2, 696	2, 937, 645
				1 土	木	管	理	費	98, 835	1, 021	99, 856
				2 道	路 橋	り	ょう	費	1, 941, 963	69	1, 942, 032
				4 都	市	計	画	費	88, 819	1, 516	90, 335
				6 公	共	下	水道	費	611, 884	90	611, 974
9 消	防	ĵ	費						1, 496, 652	13, 662	1, 510, 314
				1 消		防		費	1, 496, 652	13, 662	1, 510, 314
10 教	育	•	費						1, 918, 519	26, 599	1, 945, 118
				1 教	育	総	務	費	403, 432	1, 971	405, 403

款		Ŋ	Į		補正前の額	補 正 額	1
	2 小	学	校	費	248, 303	4, 733	253, 036
	3 中	学	校	費	162, 034	2, 281	164, 315
	4 社	会	教 育	費	637, 133	10, 989	648, 122
	5 保	健	体 育	費	467, 617	6, 625	474, 242
11 災 害 復 旧 費					2, 912, 775	△264 , 446	2, 648, 329
	1 農 林	水産業施	設災害	復旧費	2, 437, 074	△264, 625	2, 172, 449
	2 公 共	土 木 施	設 災 害 征	复 旧 費	465, 452	179	465, 631
13 諸 支 出 金					445, 410	△3, 780	441, 630
	1 繰		出	金	21, 979	△3, 780	18, 199
歳出	合	計			27, 344, 210	△103, 333	27, 240, 877

第 2 表 地 方 債 補 正

変更

	起		債	の		3	的			補	正	前	補		Ē	後
	ÆL		貝	V)	F	1	БÜ		限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林	業	専	用	道	開	設	事	業	千円 17, 100	証書借入 又 は 証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後に おいては、当該見直 し後の利率。	借入先の融資条件に よる。 ただし、市財政の都 合により据置期間及 び償還期限を短縮し、 又は繰上償還もしく は低利に借換えする ことができる。	千円 49, 800	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
農	地農	業	用施	設	災害	:復	旧事	業	594, 800	II	"	n	533, 700	II	II	IJ

令和4年度 北秋田市国民健康保険特別会計補正予算

議案第90号

令和4年度 北秋田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

令和4年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,038千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,360,700千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出 予算補正」による。

令和4年12月8日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

	款					項				補正前の額	補 正 額	計
4 県	支	出	金							2, 515, 253	39, 431	2, 554, 684
				1 県		負	担		金	2, 507, 008	39, 431	2, 546, 439
6 繰	入		金							303, 986	548	304, 534
				1 他	会	計	繰	入	金	303, 985	548	304, 533
7 繰	越		金							13	59	72
				1 繰		走	戉		金	13	59	72
	歳		入	合		計				3, 320, 662	40, 038	3, 360, 700

歳 出

	款					項				補正前の額	補 正 額	計
1 総	彩	务	費							82, 665	548	83, 213
				1 総	務	行	等	理	費	73, 732	470	74, 202
				2 徴		利	兑		費	8, 444	78	8, 522
2 保	険 糸	合 付	費							2, 426, 153	39, 431	2, 465, 584
				1 療		養	計	Z I	費	2, 119, 577	9, 535	2, 129, 112
				2 高	額	为		養	費	299, 545	29, 896	329, 441
3 国	民健康保険	事 業 費	納 付 金							769, 407	0	769, 407
				1 医	療	給	付	費	分	542, 803	△670	542, 133
				2 後	期高	齢 者	支接	金等	分	180, 892	△4, 102	176, 790
				3 介	護	納	付	金	分	45, 712	4, 772	50, 484
7 諸	支	出	金			·				6, 273	59	6, 332
				1 償	還 金	及び	還	力 算	金	3, 222	59	3, 281
	歳	<u> </u>	出		1	計				3, 320, 662	40, 038	3, 360, 700

令和4年度 北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算

議案第91号

令和4年度 北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算(第3号)

令和4年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 113,679千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出 予算補正」による。

令和4年12月8日 提出

北秋田市長 津谷永光

	款					項				補正前の額	補 正 額	計
1 診	療	収	入							59, 611	1, 166	60, 777
				1 外		来	収		入	47, 800	1, 166	48, 966
3 繰	入		金							51, 509	234	51, 743
				1 他	会	計	繰	入	金	51, 509	234	51, 743
	歳		入	合		計				112, 279	1, 400	113, 679

歳 出

	款				項			補正前の額	補 正 額	111111
1 総	務	費						81, 270	234	81, 504
			1 施	設	管	理	費	81, 270	234	81, 504
2 医	業	費						30, 009	1, 166	31, 175
			1 医		業		費	30, 009	1, 166	31, 175
	歳	出	合		計			112, 279	1, 400	113, 679

令和4年度 北秋田市介護保険特別会計補正予算

議案第 92 号

令和4年度 北秋田市介護保険特別会計補正予算(第3号)

令和4年度北秋田市介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,626千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,897,426千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出 予算補正」による。

令和4年12月8日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

	款			項				補正前の額	補 正 額	1111
7 繰	入	金						977, 467	1,626	979, 093
			1 一 般	会 計	繰	入	金	871, 323	1,626	872, 949
	歳	入	合	計				5, 895, 800	1, 626	5, 897, 426

歳 出

			款							項				補正前の額	補 正 額	11111
1 総			務			費								80, 532	1, 098	81, 630
							1 総	耄	务	管	理	E	費	46, 531	1, 098	47, 629
3 地	域	支	援	事	業	費								186, 804	528	187, 332
							1 地	域	支	援	事	業	費	186, 804	528	187, 332
			歳		出		合	合 計						5, 895, 800	1,626	5, 897, 426

令和4年度 北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算

議案第93号

令和4年度 北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算 (第3号)

令和4年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,427千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 200,187千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出 予算補正」による。

令和4年12月8日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

	款				項				補正前の額	補 正 額	1111
5 繰	入	金							89, 893	4, 427	94, 320
			1 他	会	計	繰	入	金	89, 893	4, 427	94, 320
	歳	入	合		計				195, 760	4, 427	200, 187

歳 出

成	山									
										(単位:千円)
	款				項			補正前の額	補 正 額	計
1 総	務		費					136, 139	4, 427	140, 566
			1 施	訍	管	理	費	136, 139	4, 427	140, 566
	歳	出	合		計			195, 760	4, 427	200, 187

令和4年度 北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算

議案第94号

令和4年度 北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算 (第3号)

令和4年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,603千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195,867千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出 予算補正」による。

令和4年12月8日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

	款				項				補正前の額	補 正 額	1111
3 繰	入	金							76, 874	2, 603	79, 477
			1 他	会	計	繰	入	金	76, 874	2, 603	79, 477
	歳	入	合		計				193, 264	2, 603	195, 867

歳 出

	款				項			補正前の額	補 正 額	11111
1 総	務	費						154, 305	2, 603	156, 908
			1 施	設	管	理	費	154, 305	2, 603	156, 908
	歳	出	合		計			193, 264	2, 603	195, 867

令和4年度 北秋田市坊沢財産区特別会計補正予算

議案第95号

令和4年度 北秋田市坊沢財産区特別会計補正予算(第1号)

令和4年度北秋田市坊沢財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,157千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,669千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出 予算補正」による。

令和4年12月8日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

	款				項				補正前の額	補 正 額	計
4 繰	入	金							0	1, 157	1, 157
			1 他	会	計	繰	入	金	0	1, 157	1, 157
	歳	入	合		計				2, 512	1, 157	3, 669

歳 出

	款			項		補正前の額	補 正 額	11
4 予	備	費				570	1, 157	1,727
			1 予	備	費	570	1, 157	1,727
	歳	Щ	合	計		2, 512	1, 157	3, 669

令和4年度 北秋田市阿仁合財産区特別会計補正予算

議案第96号

令和4年度 北秋田市阿仁合財産区特別会計補正予算(第1号)

令和4年度北秋田市阿仁合財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,125千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,920千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出 予算補正」による。

令和4年12月8日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

												(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
款				項						補正前の額	補 正 額	計
1 財	産	収	入							2, 387	△2, 188	199
				2 財	産	売	払	収	入	2, 189	△2, 188	1
2 繰	J	(金							16, 656	△4, 937	11, 719
				1 他	会	計	繰	入	金	16, 656	△4, 937	11, 719
	歳		入	合		計				19, 045	△7, 125	11, 920

歳出

	款				項			補正前の額	補 正 額	11111
3 財	産	費						8, 482	△7, 125	1, 357
			1 財	産	取	得	費	8, 482	△7, 125	1, 357
	歳	出	合		計			19, 045	△7, 125	11, 920